

千葉県報

定例
令和5年7月11日

主要目次

- 生活保護法等に基づく指定施術者の指定
- 肥料の登録
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 肥料の登録事項の変更
- 肥料の登録の失効
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生のための同意の認定
- 海区漁業調整委員会指示
- 千葉県海区漁業調整委員会指示第二百四十三号
- 公告
- 令和五年度毒物劇物取扱者試験の実施
- 土地改良区役員の変更及び就任(二件)
- 基本測量の実施(三件)
- 基本測量の終了
- 公共測量の実施(四件)
- 特定調達公告
- 入札公告

一 二 三 四 四 五 五 六 七 七

千葉県告示第二百七十九号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、次の肥料を登録した。
令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	生産業者	住所	登録年月日
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
千葉県第一 二八一号	加工家きんふん 肥料	GET四―三―二	四・〇	三・〇	二・〇	普通肥料の 公定規格の とおり	グリーンアース株式会社	茨城県下妻市大木一、二九 三番地	令和四年十月十八日
千葉県第一	加工家きんふん	GET五―三―二	五・〇	三・〇	二・〇		グリーンアース株式会社	茨城県下妻市大木一、二九	令和四年十月十八日

正誤

- 令和五年一月十日付け県報第一三八〇一号中
- 令和五年六月二十日付け県報第一三八四七号中

告示

示

千葉県告示第二百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。
令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	施設名称	住所	所在地	指定年月日
高畑英雄	フロム55治療院	市川市原木一の三の一		令和四年十一月一日
高平充靖	ベア接骨院	習志野市本大久保三の八の二六		令和四年十二月一日
佐藤康栄	訪問治療院ロイヤリティ船橋中央店	船橋市南三咲一の三六の六		〃
谷口多貴子	谷口多貴子	我孫子市天王台五の一〇の九		〃

千葉県告示第百八十号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)				規格	その他の規格	生産業者		更新後の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量	苦土			氏名又は名称	住所	
千葉県第一〇六八号	副産石灰肥料	乾燥卵殻	/	/	/	五〇・〇	普通肥料の公定規格	伊藤飼料株式会社	銚子市清水町三、一七一番地	令和十年十一月八日	
千葉県第一〇七〇号	混合有機質肥料	六二一混合有機質肥料	六・〇	二・〇	一・〇	/	り	株式会社鈴栄商事	銚子市長塚町二丁目三五番地	令和七年十一月二十一日	
千葉県第一一五五号	加工家きんふん肥料	醗酵鶏糞	三・五	三・〇	二・〇	/	のとお	有限会社いすみポトリー	いすみ市山田字中山七、七一五番地	令和十年十二月九日	
千葉県第一二三四号	魚かす粉末	六一六魚粕粉末肥料	六・〇	六・〇	/	/	のとお	日栄飼料株式会社	山武郡九十九里町田中荒生一、四九一番地の四八	令和十一年一月五日	
千葉県第一二二六号	化成肥料	くみあい有機入り味好六八四	六・〇	八・〇	四・〇	一・〇	のとお	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	令和八年一月二十二日	
千葉県第八八五号	魚かす粉末	七・〇魚かす粉末	七・〇	六・〇	八・〇	/	のとお	網中産業株式会社	東京都江東区佐賀一丁目一二番二号	令和十一年一月二十七日	

二八二号	肥料							網中産業株式会社	三番地	令和五年三月十五日
千葉県第一二八三号	蒸製骨粉	二・五―二一蒸製骨粉	二・五	二一・〇	/	/		網中産業株式会社	東京都江東区佐賀一丁目二番二号	令和五年三月十五日
千葉県第一二八四号	肉かす粉末	一〇%肉粕	一〇・〇	/	/	/		網中産業株式会社	東京都江東区佐賀一丁目二番二号	令和五年三月十五日
千葉県第一二八五号	混合有機質肥料	混合有機質肥料五六〇	五・〇	六・〇	/	/		株式会社鈴栄商事	銚子市長塚町二丁目三五番地	令和五年三月十五日

千葉県第一 二二七号	加工家きんぶん 肥料	ペレット発酵有機	三・五	三・〇	二・〇	有限会社いすみ ポトリ	いすみ市山田字中山七、 七一五番地	令和十一年一月三十日
千葉県第一 〇一八号	副産動植物質肥 料	コーングルテン フィード	二・五	一・七	一・三	王子コーンズ ターチ株式会社	東京都中央区銀座四丁目 七番五号	令和十一年二月二十二 日
千葉県第七 八四号	魚かす粉末	魚かす粉末一号	七・〇	七・〇		鈴木仁三株式会社 番地	銚子市長塚町二丁目三五	令和十一年二月二十四 日
千葉県第一 二三八号	甲殻類質肥料粉 末	カニガラ	三・〇	二・〇		株式会社ビッグ ファーム	千葉県花見川区幕張本郷 五丁目二七番二号	令和十一年三月五日
千葉県第一 二二九号	混合有機質肥料	混合有機質肥料一 〇一	一・〇	一・〇		日栄飼料株式会 社	山武郡九十九里町田中 荒生一、四九一番地の四 八	令和十一年三月十二日
千葉県第一 二四〇号	混合有機質肥料	混合有機質肥料一 〇一四	一・〇	四・〇		日栄飼料株式会 社	山武郡九十九里町田中 荒生一、四九一番地の四 八	令和十一年三月十二日
千葉県第一 二四三号	混合有機質肥料	混合有機質ペレッ ト五―七	五・〇	七・〇		日栄飼料株式会 社	山武郡九十九里町田中 荒生一、四九一番地の四 八	令和十一年三月二十七 日
千葉県第一 一七九号	魚かす粉末	フィッシュボーン	五・〇	一五・ 〇		鈴木仁三株式会社 番地	銚子市長塚町二丁目三五	令和十一年四月五日
千葉県第八 〇九号	生石灰	九〇・〇肥料用生 石灰				宇部マテリアル ズ株式会社	山口県宇部市大字小串 一、九八五番地	令和十一年四月九日
千葉県第八 一〇号	消石灰	七〇・〇肥料用消 石灰				宇部マテリアル ズ株式会社	山口県宇部市大字小串 一、九八五番地	令和十一年四月九日
千葉県第八 一一号	炭酸カルシウム 肥料	五三・〇肥料用炭 酸カルシウム				宇部マテリアル ズ株式会社	山口県宇部市大字小串 一、九八五番地	令和十一年四月九日
千葉県第一 二四五号	混合有機質肥料	アミラルパワース タンダード一	三・〇	八・〇		實川昌明	山武郡横芝光町木戸八、 四二四番地	令和十一年四月二十六 日
千葉県第一 二四七号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体S号	四・〇	二・〇		昭見産業株式会 社	千葉県若葉区都賀五丁目 三番一号	令和八年四月二十六日

千葉県告示第二百八十一号
肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定により、肥料の登録事項を次のとおり変更した旨届出があった。
令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更事項
千葉県第一二二六号	ごま油かす及びその粉末	胡麻油粕粉末	生産業者の住所
			変更前
			変更後
			変更年月日
			八日

千葉県告示第二百八十二号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条第二号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。
令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	生産業者	住所	失効年月日
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
千葉県第一〇七八号	混合有機質肥料	丸ツバメ混合有機質肥料四―三一・五	四・〇	三・〇	一・五	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目一〇番五号	令和五年二月十二日	
千葉県第一二四二号	混合有機質肥料	アマラルパワー 水稻二	五・〇	六・〇		實川昌明	山武郡横芝光町木戸八、四二四番地	令和五年三月十三日	

千葉県告示第二百八十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第三項の規定により、次の加入区について同条第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。
なお、同項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和五年七月十三日から発生する。

令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

天羽加入区

海区漁業調整委員会指示

千葉県海区漁業調整委員会指示第二百四十三号

千葉県海面における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。
令和五年七月十一日

千葉県海区漁業調整委員会会長 石井 春人

一 次の1から3までの区域内において、船舶を使用する遊漁のまき餌釣りは行つてはならない。

1 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 天面漁港合せ灯標柱

イ 北緯三五度三分五〇秒、東経一四〇度五分二〇秒(日本測地系にあつては北緯三五度三分三〇秒、東経一四〇度五分三〇秒。以下、括弧内に示す緯度経度については同様に日本測地系のものとする。)の点

ウ 北緯三五度四分一〇秒、東経一四〇度六分(北緯三五度四分、東経一四〇度六分一〇秒)の点

エ 鴨川市天面と同市太海との境界標柱

2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 漁業権基点南七十三号(鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱)

イ 北緯三五度六分一〇秒、東経一四〇度一二分四〇秒(北緯三五度六分、東経一四〇度一二分五〇秒)の点

ウ 北緯三五度六分一〇秒、東経一四〇度一四分二〇秒(北緯三五度六分、東経一四〇

- 度一四分三〇秒)の点
- エ 北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一五分五〇秒(北緯三五度六分三〇秒、東経一四〇度一六分)の点
- オ 北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一七分四〇秒(北緯三五度六分四〇秒、東経一四〇度一七分五〇秒)の点
- カ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度一八分一〇秒(北緯三五度七分、東経一四〇度一八分二〇秒)の点
- キ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度一九分五〇秒(北緯三五度七分、東経一四〇度二〇分)の点
- ク 北緯三五度七分、東経一四〇度一九分四〇秒(北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一九分五〇秒)の点
- ケ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度二〇分三〇秒(北緯三五度七分、東経一四〇度二〇分四〇秒)の点
- コ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度二〇分五〇秒(北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度二一分)の点
- サ 北緯三五度七分五〇秒、東経一四〇度二一分一〇秒(北緯三五度七分四〇秒、東経一四〇度二一分二〇秒)の点
- シ 北緯三五度八分三〇秒、東経一四〇度二三分(北緯三五度八分二〇秒、東経一四〇度二三分一〇秒)の点
- ス 北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二一分一〇秒(北緯三五度九分四〇秒、東経一四〇度二一分二〇秒)の点
- セ 北緯三五度一〇分、東経一四〇度二一分五〇秒(北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二二分)の点
- ソ 北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二二分四〇秒(北緯三五度九分四〇秒、東経一四〇度二二分五〇秒)の点
- タ 北緯三五度一分、東経一四〇度二四分四〇秒(北緯三五度一分五〇秒、東経一四〇度二四分五〇秒)の点
- チ 漁業権基点南七十九号の一(夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱)
- 3 外川漁港東防波堤灯台中心点から半径一二海里以内の千葉県海面のうち、次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線以東の区域
 - ア 北緯三五度四一分五三秒、東経一四〇度四五分四〇秒(北緯三五度四一分四一秒、東経一四〇度四五分五二秒)の点(磯見川河口中心点)
 - イ 北緯三五度三九分四〇秒、東経一四〇度四七分四〇秒(北緯三五度三九分二〇秒、東経一四〇度四七分五〇秒)の点
 - ウ 北緯三五度三九分一〇秒、東経一四〇度四四分一〇秒(北緯三五度三八分五〇

秒、東経一四〇度四四分二〇秒)の点

エ 北緯三五度二九分五〇秒、東経一四〇度四八分五〇秒(北緯三五度二九分四〇秒、東経一四〇度四九分)の点

二 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合のまき餌使用量の基準は、次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たっては、基準内の量を使用する場合であっても必要最小限の量としなければならない。

1 南房総市大房岬突端と神奈川三浦市劔埼灯台中心点とを結んだ線以北の海面においては、一人一日当たり三キログラム以内

2 1以外の海面においては、一人一日当たり五キログラム以内

三 船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りを場合は、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあっては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならぬ。

四 この指示の有効期間は、令和五年八月一日から令和六年七月三十一日までとする。

公 告

令和五年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百二号)第八条第一項第三号の規定により、令和五年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 試験日時

令和五年十一月十五日(水曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験場所

千葉市中央区問屋町一番四五号千葉ポートスクエア内 TKPガーデンシティ千葉

三 受験願書の提出

1 受験願書の受付期間等

受験願書の提出方法は郵送に限るものとし、その受付期間は令和五年九月十五日(金曜日)から二十九日(金曜日)まで(同日までの消印があるもの)に限り有効とする。

2 受験願書の提出先

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県健康福祉部薬務課審査指導班

四 その他

この試験に関し不明な点は、千葉県健康福祉部薬務課審査指導班(電話〇四三(二二三)二六一八)に問い合わせること。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、木下土地改良区から次のとおり役員(退任及び就任)の届出があった。
令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事

印西市小林二四番地

平岡一、〇九五番地

木下一、三四五番地

平岡一、一八四番地

平岡一、〇三四番地二

小林二、八五三番地

二、五二〇番地

平岡一、三一六番地二

二 退任監事

印西市小林二、五六五番地

竹袋四二〇番地一

三 就任理事

印西市小林二、八五三番地

平岡一、一八四番地

一、三一六番地二

竹袋三二四番地

小林二、六七八番地

平岡一、〇六一番地一

木下一、三八八番地二

小林二、五八一番地

四 就任監事

印西市小林二、五二〇番地

平岡一、〇九三番地

木下一、六七九番地四

伊藤 真一

大野 秀明

伊藤 英夫

大野 有信

平川 一男

鈴木 俊明

半田 實

渡邊 美佐夫

大野 有信

鈴木 俊明

大野 有信

渡邊 美佐夫

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、富里市富里土地改良区から次のとおり役員(退任及び就任)の届出があった。
令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事

富里市立沢一、〇二一番地一

高野四八一番地

十倉三〇七番地二二八

立沢六四五番地二

高野三一四番地

新中沢二二六番地

十倉三一〇番地四〇四

高野六七七番地一

立沢二〇〇番地

富里市立沢八六八番地

中沢二九二番地一

富里市立沢一、〇二一番地一

高野四八一番地

十倉三一〇番地四〇四

高野三一四番地

中沢五六五番地

立沢六八四番地

八六七番地

新中沢二三〇番地

十倉三〇〇番地五

富里市高野六七七番地一

立沢六八三番地

相川 文

鈴木 正弘

小関 晃

相川 正巳

豊田 泰司

相川 一弥

中村 興司

石橋 幸浩

萩原 満

池澤 実

菅沼 幹夫

菅沼 幹夫

菅沼 幹夫

菅沼 幹夫

菅沼 幹夫

菅沼 幹夫

菅沼 幹夫

菅沼 幹夫

菅沼 幹夫

菅沼 幹夫

基本測量の実施
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。
令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 作業種類 基本測量(国土広域情報修正)
- 二 作業期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 三 作業地域 県内全域

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。

令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 作業種類 基本測量(GNSS測量)
- 二 作業期間 令和五年四月十七日から令和六年二月二十八日まで
- 三 作業地域 野田市、柏市及び我孫子市

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。

令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 作業種類 基本測量(地磁気測量)
- 二 作業期間 令和五年四月十日から令和六年三月十五日まで
- 三 作業地域 君津市鹿野山

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次の基本測量は令和五年二月二十八日に終了した旨通知があった。

令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 作業種類 基本測量(GNSS測量)
- 二 作業期間 令和四年十月十七日から令和五年二月二十八日まで
- 三 作業地域 千葉市中央区、花見川区及び美浜区、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、旭市、習志野市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市並びにいすみ市並びに長生郡一宮町及び長生村並びに安房郡鋸南町

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉地方務局
- 二 作業種類 公共測量(不動産登記法第十四条第一項地図作成)
- 三 作業期間 令和四年十月十一日から令和六年一月三十一日まで

四 作業地域 千葉市中央区旭町、亀井町、亀岡町、鶴沢町及び東本町

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 松戸市
- 二 作業種類 公共測量(車載写真レーザ測量)
- 三 作業期間 令和四年十月十三日から令和五年三月十五日まで
- 四 作業地域 松戸市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 松戸市
- 二 作業種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 作業期間 令和四年十一月一日から令和五年二月二十八日まで
- 四 作業地域 松戸市新松戸南

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 横芝光町
- 二 作業種類 公共測量(数値図化 レベル二千五百)
- 三 作業期間 令和四年十月七日から令和五年三月二十四日まで
- 四 作業地域 横芝光町全域

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

令和5年7月11日(火曜日)	県	
令和5年7月11日	<p>次のおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和5年7月11日 千葉県水産総合研究センター長 小嶋 一隆</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 漁業調査船「ふさみ丸」中間検査及び補修工事 一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 令和5年8月29日から10月2日まで</p> <p>(4) 履行場所 受注者の施工場所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>(6) 千倉漁港から112メートル以内のドックヤードで施工できる者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県水産総合研究センター 南房総市千倉町平磯2, 492番地 電話0470(43)1111</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supericals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間及び交付方法</p> <p>ア 交付期間 令和5年7月11日から8月4日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 交付方法 1者につき1部を無料で交付する。なお、郵送、フレッキシミリ装置を用いた送信等による交付は、行わない。</p> <p>(4) 入札説明会の日時 入札説明会は、実施しない。</p> <p>(5) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年8月22日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年8月22日午後5時</p> <p>(6) 開札の日時及び場所 令和5年8月23日午前10時 千葉県水産総合研究センター</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定により納付しなければならない。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県水産総合研究センター長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年8月7日午後4時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年8月7日午後4時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p>	
令和5年7月11日	<p>次のおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和5年7月11日 千葉県水産総合研究センター長 小嶋 一隆</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 漁業調査船「ふさみ丸」中間検査及び補修工事 一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 令和5年8月29日から10月2日まで</p> <p>(4) 履行場所 受注者の施工場所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>(6) 千倉漁港から112メートル以内のドックヤードで施工できる者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県水産総合研究センター 南房総市千倉町平磯2, 492番地 電話0470(43)1111</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supericals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間及び交付方法</p> <p>ア 交付期間 令和5年7月11日から8月4日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 交付方法 1者につき1部を無料で交付する。なお、郵送、フレッキシミリ装置を用いた送信等による交付は、行わない。</p> <p>(4) 入札説明会の日時 入札説明会は、実施しない。</p> <p>(5) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年8月22日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年8月22日午後5時</p> <p>(6) 開札の日時及び場所 令和5年8月23日午前10時 千葉県水産総合研究センター</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定により納付しなければならない。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県水産総合研究センター長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年8月7日午後4時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年8月7日午後4時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p>	

県

県

県

県

県

令和5年7月11日(火曜日)

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した契約を履行できると千葉県水産総合研究センター一長が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Intermediate Inspections and Repairs for the fisheries research ship FUSAMI-MARU (1set)

(2) Time limit for tender: 5:00 p. m., 22 August, 2023

(3) Contact point for the notice: Chiba Prefectural Fisheries Research Center, 2492 Chikurachohiraicho, Minamibousou-shi, Chiba Prefecture, 295-0024 Japan
TEL 0470-43-1111

正

誤

令和五年一月十日付け県報第一三八〇一号中

(水質保全課)

ページ	段	行	誤	正
一	下	前から六	第三十一条第二項	第三十一条第一項

令和五年六月二十日付け県報第一三八四七号中

(水質保全課)

ページ	段	行	誤	正
一	上	後ろから九	区域の一部	区域

購読料

本号

一部

三〇円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八